



消費者弁護士の肖像

山崎省吾 第6回(全9回予定)

やまさき しよご 昭和28年姫路市生まれ。昭和59年弁護士登録。昭和60年「豊田商事事件」で豊田商事国家賠償訴訟常任弁護団員として消費者事件に関わる。平成11年「ダンシングモーター商法事件」で全国弁護団を主導。平成23年から25年まで先物取引被害全国研究会代表幹事。現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事。NPO法人ひょうご消費者ネット理事長など歴任。

津谷弁護士の生き方に思いをはせる山崎

正義の中を生きた人

「『なけなしの命金を収奪するやつは許せない』——津谷裕貴弁護士のこれが本質です。まさに消費者弁護士として正義を貫いた人生でした」と山崎は語る。

山崎の盟友 津谷弁護士とはどんな人物だったのか。

司法修習(35期)を経て昭和58年4月、秋田市内に法律事務所を開業した。その年から先物取引被害者の相談を受任し、秋には先物取引被害全国研究会(先物研)※に入会している。弁護士活動のスタート時点から、金の自由化に伴う先物私設市場、海外先物市場による被害者の救済、そして豊田商事の「現物まがい商法」の被害救済などに取り組んだ。山崎との出会いは豊田商事全国弁護団連絡会議だった。同事件で二人は国家賠償訴訟の常任弁護団員として共に闘い、先物研において研鑽し合う仲であった。

津谷弁護士が先物研の事務局長となったのは平成5年、その10年後には代表幹事(事務局長は山崎)を務めている。この間、日弁連消費者問題対策委員会金融サービス部会で商品取引所法(現・商品先物取引法)の改正に取り組み、山崎はロビー活動でバックアップした。秋田県弁護士会会長、経済産業省産業構造審議会メンバーなど歴任。米国の「ドワーノットコール制度」に倣い、秋田県議会に働きかけ「不招請勧誘禁止条例」の制度化に奔走したときは全国から注目された。先物研が主導した一連の動きによって平成21年7月、商品取引所法が改正され不招請勧誘の禁止規制が導入された。同年、津谷弁護士は日弁連

消費者問題対策委員会委員長に就任。消費者市民社会の構築と消費者のための民法改正、消費者弁護士の国際的連帯を目指して活動しようとしていた矢先、平成22年11月4日に暴漢の凶刃に倒れた。

先物研が牽引した立法活動の結果、先物取引業者とその被害は激減していく。

山崎は言う。「消費者弁護士は正義を実現する存在であり、正義にかなわなければならない、との信念が津谷弁護士にはありました。そしてそれを一人で行うのではなく、先物研に連なる同志たちを軸に、多くの学者や政治家、専門家とともに正義を実現しようとしたのです。とはいえ、法制度の問題点を指摘することは、特殊かつ抽象的な活動です。依頼者から感謝されることもなければ、経済的な見返りもない。それどころか、立法的に被害を無くす制度をつくることは、自らの仕事を無くすことであり、法的サービス業としては経済的に説明が付きません。それを自覚してやりきるためには、より強い正義感が弁護士としての動機づけとして必要になります。津谷弁護士が用いた動機づけの方法は、先輩弁護士を師匠として尊敬すること、同志や後輩に対する励ましと指導力、そして勇気づけだったのです。正義の中に生きていく価値こそが津谷弁護士の原動力になっていたのでしょう」

津谷弁護士の生き方は、山崎を含め全ての消費者弁護士の目指すべき目標となった。

「先物取引被害の救済の原点～津谷裕貴弁護士の遺言～」

(山崎省吾講演記録から再構成)

(写真・文・原田修身)

※昭和57年設立した先物取引被害に取り組む全国の弁護士有志による組織。

